

令和5事業年度

事業報告書

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	3
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割 (ミッション)	3
4	中期目標	4
	(1) 概要	
	(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6	中期計画及び年度計画	6
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対策	17
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	17
	(1) 自立支援のための取組 (施設運営業務)	
	(2) 調査・研究	
	(3) 養成・研修	
	(4) 援助・助言	
	(5) その他の業務 (附帯業務)	
10	業務の成果と使用した資源との対比	27
	(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	(2) 自己評価	
	(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算との対比	29
12	財務諸表	30
	(1) 貸借対照表	
	(2) 行政コスト計算	
	(3) 損益計算書	
	(4) 純資産変動計算書	
	(5) キャッシュ・フロー計算書	

1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	3 2
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	3 3
1 5	法人の基本情報	3 4
(1)	沿革	
(2)	設立にかかる根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織図	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の状況	
(7)	主要な財務データの経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
1 6	参考情報	3 7
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

令和5年度は、第5期中期目標期間のスタートの年でした。独立行政法人化以前から入所する利用者の平均年齢も70歳を超え、在籍者数もおよそ130名まで減少しました。事業規模の縮小を見据えながら体制の均衡をはかりつつ、今後も障害福祉行政に資する事業を推進していくことが求められています。

そうした観点から、支援の質を高めながら経営の効率化に取り組み安定した施設運営を図ることを念頭に置いて、令和5年度は診療所改革に取り組みました。

加齢により手厚い支援と身近な場面で医療を必要とする入所利用者は漸次増えており、利用者主体でより適切な医療が提供できる体制の構築を目指して改革を進めました。診療所改革プロジェクトチームを編成し、医療のもつ専門性が日常生活にいかされるようにしました。具体的には、病棟を廃止したうえで「あかしあ寮」と一体的な運営がはかれるようにし、看護師8名を支援員として変則勤務で配置しました。同様の視点で生活支援部へ看護師3名を平常勤務で配置し、特別支援課（強行寮）には看護師2名を支援員として変則勤務で配置しました。外来診療部門には、看護師3名を配置しています。夜間の支援体制では管理当直を再開し、夜間休日の急病等は常勤医師等によるオンコール体制を整えました。また、今回の診療所改革に伴い、生活寮における健康管理の充実と医療的ケアの支援体制の拡充として、第10次寮再編を実施しています。

行動障害支援においては、令和5年3月に厚生労働省による「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の報告書がまとめられ、のぞみの園が中核的人材の育成研修と、集中的支援に関わる広域的支援人材の調整機能を担うことになりました。中核的人材の育成研修に関しては、令和4年度から研究部で取り組んできた厚生労働科学研究の内容が評価され、令和6年度の報酬改定において制度化されました。また、中核的人材の育成研修の開催が全都道府県で実施できるようになるまでの間、国立機関として援助・助言等を通して「著しい行動障害を有する者」への支援の質の向上に寄与するべく行動障害支援者全国ネットワーク（仮称）を構築していく見通しです。現在、令和3年度から継続して準備を進めています。

中期目標の「自立支援」では、地域移行を推進しつつ、高齢の入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するとともに、著しい行動障害を有する者等を有期で受け入れ、地域や他施設での安定した生活をめざして支援を行いました。

地域移行については、令和5年4月に開設した日中支援型グループホームに利用者10名が移行できるよう、宿泊体験等を経てその意思を確認するなど準備を進めました。地域移行につなげるための地域生活体験は、目標の延べ日数を300日としていましたが、実績は968日と目標を大幅に上回りました。

行動障害を有する者等の受け入れについては、25名の計画でした。令和6年1月1日に石川県・能登半島で発生した地震において被災した障害者支援施設の利用者10名を、厚生労働省の要請により有期限の施設入所利用者として令和6年3月12日に受け入れたため、実績は28名となりました。

新たな取り組みとして、医療ケアが必要になった者へのモデル的支援に取り組みました。診療所改革にあわせて医療と福祉の連携を図り、その準備を進めました。残念ながら本格利用には至りませんでした。短期入所の利用につなげることができました。

高齢入所利用者に対する専門性の高い支援では、令和4年度から継続している4つの班、①高齢者支援【職員のメンタルケア】、②医療ケア【支援者の体作り】、③機能低下【食形態の変化の考察】、④認知研究【BPCD ケアプログラムの実施】をターミナルケアプロジェクトチームで継続して実施し、法人内マニュアルの改定や、高齢化支援移行（導入）を精査するためのACP委員会の立ち上げを行い、実践に資するよう取り組んでいます。

援助・助言では、障害者支援施設をはじめとする福祉関係機関や自治体からの相談、問合せは、目標の450件を上回る523件となりました。そのうち講師派遣については、目標の140件を上回る186件でした。内容としては、「行動障害を有する者の支援に関すること」「高齢の知的障害者の支援に関すること」「障害者の医療支援に関すること」「発達障害児者の支援に関すること」が多くを占めました。

新型コロナウイルス感染防止対策は、令和5年5月8日に感染法上の位置づけが5類となりましたので、法人内における対応について見直しました。利用者と保護者の面会、外出などについては感染対策に留意し、場所などに制限を設けながらも規制を緩めました。入園時のマスク着用、手指消毒など基本的感染対策は継続して行っています。感染症対策委員会は、5回開催しました。そのうち9月と1月と3月の委員会は、寮で発生した感染対応としてゾーニングを迅速におこない感染が広がらないように努めました。のぞみの園においては高齢者や基礎疾患のある方も多く、感染症対策を継続していきます。

以上が令和5年度における主な取り組みです。引き続き「支援の質の向上や地域での実践」及び「支援の向上につながる調査研究・情報発信」並びに「業務運営の効率化による収支改善」に注力し、障害福祉の推進に貢献していきたいと考えております。

令和6年6月

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園
理事長 田中 正博



国立のぞみの園シンボルマーク

三角形は、上毛三山（赤城・権名・妙義）および利用者、保護者、職員を表す。
三角形と円との空間は、開かれた国立のぞみの園を表す。
円内は、利用者職員または利用者利用者同士が仲良く手を取り合う協調を表す。
円の「みどり」の色は、希望と平和を象徴し、緑に包まれた国立のぞみの園を表す。
三角形の「えんじ」の色は、誠心または情熱を表す。

＊ このシンボルマークは、国立のぞみの園の前身である国立コロニーのぞみの園の開園10周年を記念して、昭和57年2月1日に制定されたものである。



サブシンボルマーク

当法人と同じ名前の「のぞみ」というバラがあり、園内にも植栽しております。「のぞみ」の花言葉である「愛 温かなこころ」をもって障害のある人もない人も共にふれあい、暮らしていけるように願いを込めています。

＊ 「のぞみ」というバラは、板貝のようなかわいいミニバラです。



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（以下、「のぞみの園法」という。）第3条）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下、「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

のぞみの園は、のぞみの園法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営

イ 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供

ウ 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修

エ 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言

オ ア～エに掲げる業務に附帯する業務

（診療部、グループホーム、地域相談支援センター、児童発達支援センターの設置・運営など）

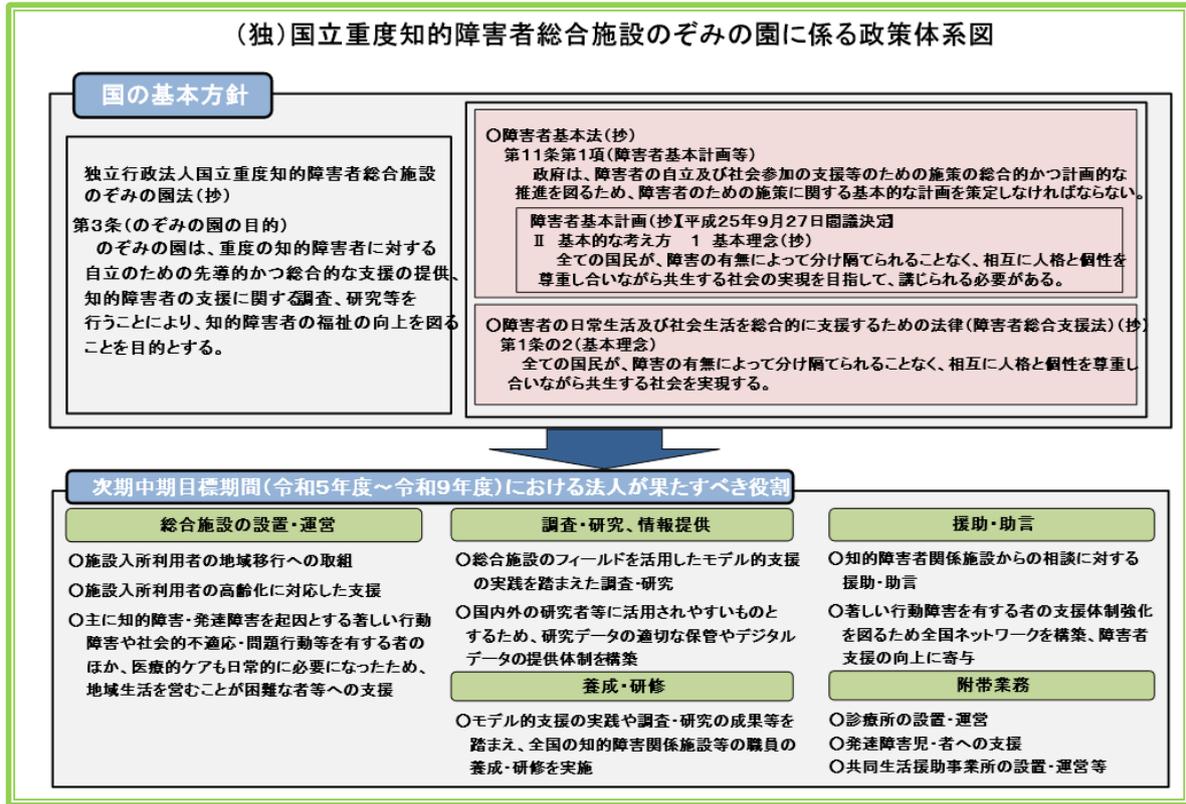
3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積しています。さらに、今後、全国の障害者支援施設においては、高齢化・障害の重度化が進み、行動障害等が激しくなったり、医療的ケアが日常的に必要となったりすることにより、生活を継続することが困難となる者の増加が見込まれるものの、こうした課題に対応するノウハウが乏しく、その対策が喫緊の課題となっています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の強化、多様な就労ニーズに対する支援等の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化など、より一層のきめ細かな支援が求められています。

こうした状況の中、のぞみの園では、重度の知的・発達障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行う他、知的・発達障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的・発達障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを行っています。

(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に係る政策体系図



4 中期目標

(1) 概要

第5期中期目標期間(令和5年4月～令和10年3月)においては国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施することが求められています。

なお、中長期的な業務運営の在り方については、平成30年に取りまとめられた「国立のぞみの園の在り方検討会報告書」を踏まえ、関係機関と協議の上、具体化を図ることとしており、第5期中期目標期間においては、本報告書との整合性を図りながら業務を運営することが求められています。

詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

のぞみの園は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的なセグメント区分名は、以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり	セグメント区分名	目標の概要
1 自立支援のための取組	施設運営業務	国の政策課題に資する施設利用者の自立支援等のための取組
2 調査・研究	知的障害者自立支援等調査・研究業務	国の政策課題に資する調査研究
3 養成・研修	知的障害者支援関係職員等養成・研修業務	専門職員の養成・研修機能の強化
4 援助・助言	知的障害者支援関係施設援助・助言業務	全国の障害者施設等への情報提供と支援

5 その他の業務	附帯業務：障害福祉サービス業務 〃：地域生活支援業務 〃：診療業務 〃：障害児通所支援業務 〃：受託業務	地域への貢献
----------	--	--------

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【運営理念】

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、全国の障害者支援の質の底上げを図り、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に寄与してまいります。

【運営方針】

- のぞみの園は、利用者の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し、日中活動、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。
- のぞみの園は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設障害福祉サービスを提供するよう努めます。
- のぞみの園は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- のぞみの園は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施します。

【職員行動指針】

〈のぞみの園の使命を果たすための行動〉

- 基本的人権の尊重
利用者の基本的人権を尊重し、その自己実現を図る。
- 個別ニーズへの対応
利用者一人ひとりのニーズに対応して適切に援助する。
- プライバシーの尊重
あらゆる場面で、利用者のプライバシーを尊重する。
- 客観的に妥当性のある援助
職員相互の信頼と協力のもとで、客観的に妥当性のある援助をする。
- 社会への参加と交流
利用者が社会への参加と交流ができるように援助する。
- 地域生活に向けた援助
利用者が施設から地域に移行し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう援助する。
- 専門職員としての資質の向上
職員は、常に人間性を高めるとともに専門的な知識と技術の研鑽に努める。

〈業務に取り組む姿勢〉

- 職員は、利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの権利擁護に努め、自己実現に向けた支援サービスを提供する支援者としての立場を常に自覚して、職員行動基準を遵守し支援に当たるものとする。

- 職員は、自ら豊かな人間性をもった支援者であることを基本に、常に倫理の確立と専門知識及び技術の涵養に向け、相互が啓発し研鑽を深めるものとする。
- 利用者との信頼関係を大切にするとともに、観察や評価に基づく客観性のある支援を行い、絶えず自己点検や相互点検に努めるものとする。
- 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園個人情報管理規程（平成 17 年 4 月 1 日規程第 42 号）」に基づき、保有個人情報の適切な管理に努める。

6 中期計画及び年度計画

のぞみの園は、第 5 期中期目標（令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月）を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。詳細につきましては、第 5 期中期計画及び年度計画をご覧ください。

第 5 期中期計画	令和 5 年度計画
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 自立支援のための取組</p> <p>① 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。（地域移行者数を毎年度 2 人以上、日中体験の実施日数を毎年度延べ 300 日以上、保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度 1 回以上）</p> <p>② 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。（医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。）</p> <p>③ 主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図る。 （著しい行動障害を有する者等の受け入れを毎年度 25 人、著しい行動障害を有する者等の 3 年以内に地域移行した割合を 90%以上、医療的ケアが必要となった者の受け入れを 20</p>	<p>1 自立支援のための取組</p> <p>① 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。（地域移行者数を 2 人以上、日中体験の実施日数を延べ 300 日以上、保護者懇談会等での説明回数を各寮 1 回以上）</p> <p>② 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。（医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。）</p> <p>③ 主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図る。（著しい行動障害を有する者等の受け入れを 25 人、著しい行動障害を有する者等の 3 年以内に地域移行した割合を 90%以上、医療的ケアが必要となった者の受け入れを 2 人、医療的ケアが必要になっ</p>

<p>人まで拡充、医療的ケアが必要になった者の3年以内に地域移行した割合を80%以上)</p>	<p>た者の3年以内に地域移行した割合を80%以上)</p>
<p>2 調査・研究</p> <p>① 調査・研究のテーマの設定（知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。外部関係者等と協働した研究を毎年度60%以上)</p> <p>② 調査・研究の内容の充実（調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度1テーマ、民間の研究助成等への応募を毎年度1件以上)</p> <p>③ 調査・研究の成果の積極的な普及・活用（のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を毎年度42回以上、調査・研究成果等の被活用状況の把握を年4回実施、調査研究成果データの被ダウンロード数を毎年度5,300件以上、論文の被引用件数を毎年度8件以上、ホームページアクセスの目標値を毎年度31,000件以上)</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>① 調査・研究のテーマの設定（知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。外部関係者等と協働した研究を60%以上)</p> <p>② 調査・研究の内容の充実（調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を1テーマ、民間の研究助成等への応募を1件以上)</p> <p>③ 調査・研究の成果の積極的な普及・活用（のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を42回以上、調査・研究成果等の被活用状況の把握を4回実施、調査研究成果データの被ダウンロード数を5,300件以上、論文の被引用件数を8件以上、ホームページアクセスの目標値を31,000件以上)</p>
<p>3 養成・研修</p> <p>① 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>① 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に</p>

<p>従事する専門家を育成するための取組を行う。(研修会・セミナーの開催数を毎年度 11 回、参加者の満足度を毎年度 80%以上、実務研修者及び実習生の受入れを毎年度 150 人以上)</p>	<p>従事する専門家を育成するための取組を行う。(研修会・セミナーの開催数を 11 回、参加者の満足度を 80%以上、実務研修者及び実習生の受入れを 150 人以上)</p>
<p>4 援助・助言</p> <p>① 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。 (全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 450 件以上、講師等の派遣件数を毎年度 140 件以上)</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>① 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。 (全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を 450 件以上、講師等の派遣件数を 140 件以上)</p>
<p>5 その他の業務</p> <p>① 診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を提供する。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。(地域の知的障害者等への健康診断を毎年度 150 人以上、地域の発達障害児・者等への診療件数を毎年度 5,400 人以上)</p> <p>② 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。(通所支援事業の利用率を毎年度 80%以上)</p> <p>③ 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、</p>	<p>5 その他の業務</p> <p>① 診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を提供する。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。(地域の知的障害者等への健康診断を 150 人以上、地域の発達障害児・者等への診療件数を 5,400 人以上)</p> <p>② 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。(通所支援事業の利用率を 80%以上)</p> <p>③ 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、</p>

<p>日中一時支援など地域生活の支援を行う。(短期入所の延べ受入日数を毎年度 1,500 日以上)</p>	<p>日中一時支援など地域生活の支援を行う。(短期入所の延べ受入日数を 1,500 日以上)</p>
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し(常勤職員数を第4期中期目標終了時(令和5年3月31日)と比較して、11%縮減)</p> <p>② 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費(公租公課を除く。)について、中期目標期間の最終年度(令和9年度)の額を、第4期最終年度(令和4年度)と比べて15%以上節減。 業務経費について、中期目標期間の最終年度(令和9年度)の額を、第4期最終年度(令和4年度)と比べて5%以上節減。</p> <p>③ 運営費交付金以外の収入の確保(診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。)</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し(常勤職員数を第4期中期目標終了時(令和5年3月31日)と比較して、2.8%縮減)</p> <p>② 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費(公租公課を除く。)について、中期目標期間の最終年度(令和9年度)の額を、第4期最終年度(令和4年度)と比べて15%以上節減。 業務経費について、中期目標期間の最終年度(令和9年度)の額を、第4期最終年度(令和4年度)と比べて5%以上節減。</p> <p>③ 運営費交付金以外の収入の確保(診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。)</p>
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>① 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。(資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上)</p> <p>② 地域の社会資源・公共財としての活用(広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを实践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>① 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。(資産利用検討委員会の開催数を3回以上)</p> <p>② 地域の社会資源・公共財としての活用(広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを实践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。</p>

<p>3 合理化の推進</p> <p>① 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する。(競争性のある契約の比率を90%以上、契約監視委員会の開催数を毎年度1回以上)</p>	<p>3 合理化の推進</p> <p>① 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する。(競争性のある契約の比率を90%以上、契約監視委員会の開催数を1回以上)</p>
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>1 自己収入の増加</p> <p>自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、55%以上にする。</p>	<p>1 自己収入の増加</p> <p>自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、55%以上にする。</p>
<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。</p>
<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p>
<p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。</p>	<p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。</p>
<p>2 内部統制強化への取組</p> <p>① 内部統制の体制(役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修会等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するなど、更なる充実・強化を図る。内部統制委員会の開催数を毎年度3回以上)</p> <p>② 業務の進行管理(継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務遂行に努める。モニタリング評価会議の開催数を毎年度4回以上)</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組(のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底し</p>	<p>2 内部統制強化への取組</p> <p>① 内部統制の体制(役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修会等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するなど、更なる充実・強化を図る。内部統制委員会の開催数を3回以上)</p> <p>② 業務の進行管理(継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務執行に努める。モニタリング評価会議の開催数を4回以上)</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組(のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底し</p>

<p>た対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。事故防止対策委員会及び虐待防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上、感染症対策委員会の開催数を毎年度 2 回以上)</p> <p>④ 業務内容の情報開示等（のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。）</p> <p>⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施（随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。）</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を適時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。</p>	<p>た対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。事故防止対策委員会及び虐待防止対策委員会の開催数を 12 回以上、感染症対策委員会の開催数を 2 回以上)</p> <p>④ 業務内容の情報開示等（のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。）</p> <p>⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施（随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。）</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を適時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。</p>
<p>3 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。また、情報セキュリティ対策の強化については、政府関係機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。（情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を毎年度 1 回以上、内部監査の実施回数を毎年度 1 回以上）</p>	<p>3 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。また、情報セキュリティ対策の強化については、政府関係機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。（情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を 1 回以上、内部監査の実施回数を 1 回以上）</p>
<p>4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保</p> <p>① 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。また、その</p>	<p>4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保</p> <p>① 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。また、その</p>

<p>評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。(運営懇談会の開催回数を毎年度2回以上、第三者評価機関による評価を3年に1度実施)</p> <p>② 委員会に招聘する外部委員数(苦情解決・要望等受付実績報告会(毎年度2人)、虐待防止対策委員会(毎年度3人))</p>	<p>評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。(運営懇談会の開催回数を2回以上、第三者評価機関による評価を3年に1度実施)</p> <p>② 委員会に招聘する外部委員数(苦情解決・要望等受付実績報告会(2人)、虐待防止対策委員会(3人))</p>												
<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>												
<p>1 人事に関する計画</p> <p>① のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。</p> <p>② 人員に係る指標(期末(9年度末)の常勤職員数を期首(5年度当初)の91%とする。)</p> <p>(参考1) 職員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期首の常勤職員数 172名 ・期末の常勤職員数の見込み 157名 <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中の人件費総額見込み 6,385百万円 	<p>1 人事に関する計画</p> <p>① のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。</p> <p>② 人員に係る指標(常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。)</p> <p>(参考1) 職員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の常勤職員数 172名 ・年度末の常勤職員数の見込み 172名 <p>(参考2) 人件費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の人件費総額見込み 1,310百万円 												
<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="177 1397 762 1565"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>予算額 (単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</td> <td>385</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額については見込みである。</p>	施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	385	施設整備費補助金	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="815 1397 1430 1565"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>予算額 (単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</td> <td>147</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額については見込みである。</p>	施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	147	施設整備費補助金
施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源											
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	385	施設整備費補助金											
施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源											
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	147	施設整備費補助金											

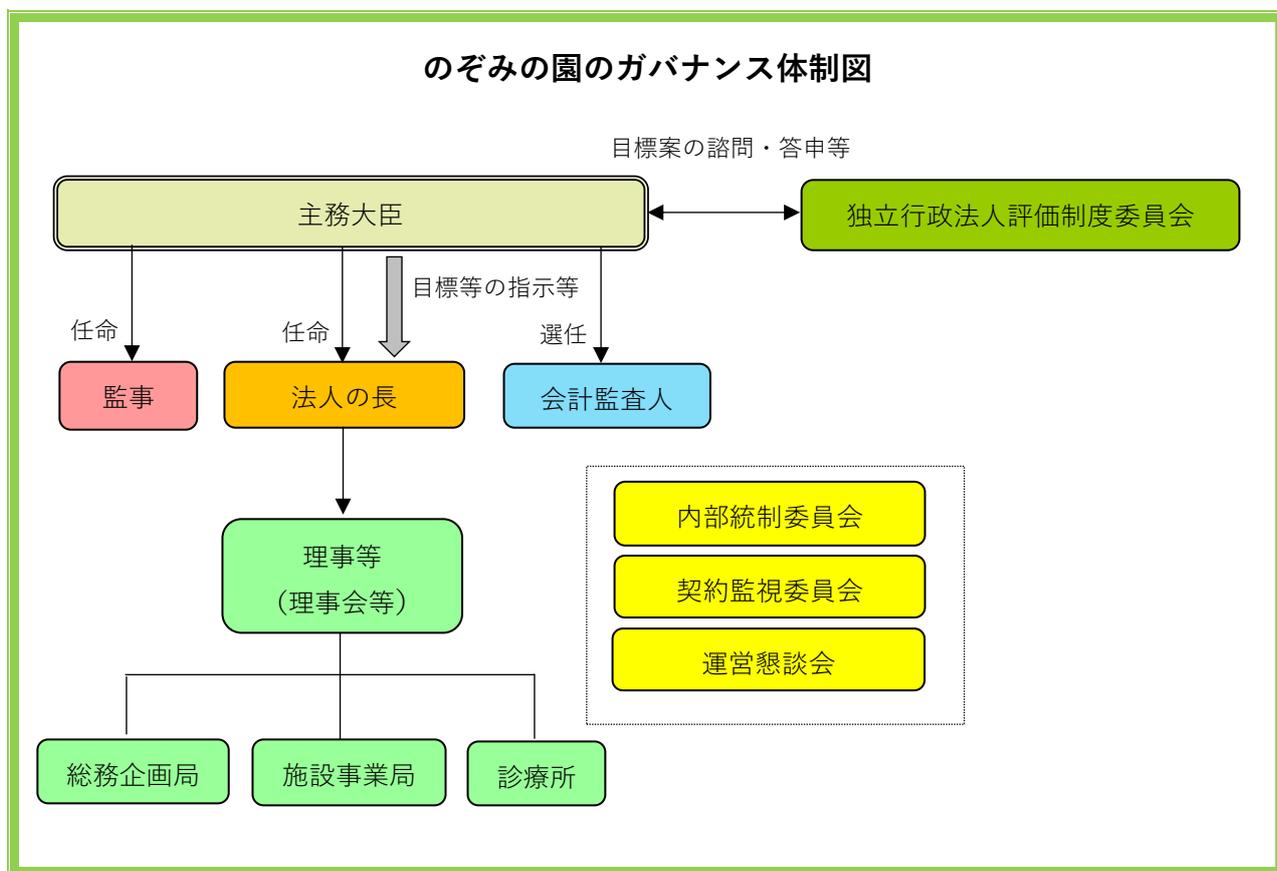
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、のぞみの園の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他のぞみの園の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、のぞみの園のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内

部統制委員会の設置や外部の有識者等から意見等を聴取する場として、運営懇談会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書等をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和6年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中 正博	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日		(一社)全国手をつなぐ育成会連合会総括 (社福)グロー理事 (一社)福祉防災コミュニティ協会副会長 (一社)全国手をつなぐ育成会連合会専務理事
理事	富安 健司	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日	総括、人事、 総務企画局 担当	厚労省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長補佐 国立武蔵野学院次長 のぞみの園理事 【現役出向】
理事	古川 慎治	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日	施設事業局 担当	のぞみの園施設事業局地域支援部地域移行課長 のぞみの園総務企画局事業企画部長

監事 (非常勤)	五十嵐 康弘	自 令和5年7月1日 至 令和9年度財務諸表承認日	(株)正田製作所総務部長 ぐんぎんリース(株)審査部長
監事 (非常勤)	渡辺 二美子	自 令和5年7月1日 至 令和9年度財務諸表承認日	群馬県高崎行政県税事務所県税課長(兼) 高崎行政県税事務所税務統括監 群馬県高崎安中振興局長(兼)高崎行政県 税事務所長

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、9百万円(税抜)です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年3月31日現在において163人(前期末比3人減少、1.8%減)であり、平均年齢は47.3歳(前期末46.9歳)です。このうち、国等からの出向者は3人、令和6年3月31日付退職者は4人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

令和4年度実習生宿泊施設改修工事(取得価額 51百万円)

令和4年度外灯等改修工事(取得価額 115百万円)

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

令和5年度 寮舎等屋根防水工事及び非常通報装置等更新工事

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,189	0	0	15,189
資本金合計	15,189	0	0	15,189

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当事業年度は、目的積立金の申請は行っていません。

(6) 財源の状況

① 財源(収入)の内訳(運営費交付金、国庫補助金、事業収入、その他)

当事業年度ののぞみの園の収入決算額は、2,897百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な

収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	1,231	42.5%
国庫補助金収入	4	0.1%
都道府県等補助金収入	3	0.1%
事業収入	1,501	51.8%
寄付金収入	1	0.0%
受託収入	0	0.0%
施設整備費補助金	158	5.4%
合 計	2,897	100.0%

(注) 各金額等は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

② 自己収入に関する説明

のぞみの園における自己収入として、事業収入などがあります。収入全体の5割を占める事業収入の内訳は、事業別（セグメント）に区分すると、施設運営業務では、重度の知的障害者に対して自立のために必要な支援を提供することにより、1,047百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入等としての自己収入となっています。

知的障害者支援関係職員等養成研修業務では、知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うことにより、10百万円の自己収入を得ています。この自己収入は実習生等受入負担金収入やのぞみの園が主催するセミナー等の参加費等としての自己収入となっています。

知的障害者支援関係施設援助・助言業務では、全国の知的障害関係施設等からの求めに応じて援助・助言を行い、自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等へ講師を派遣することにより、3百万円の自己収入を得ています。

附帯業務の障害福祉サービス業務では、地域の障害者に対する就労継続支援B型を提供することにより、61百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入及び作業生産物等売払収入としての自己収入となっています。

附帯業務の地域生活支援業務では、地域の障害者に対する共同生活援助、日中サービス支援型共同生活援助、相談支援を提供することにより、153百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入及び計画相談支援給付費収入としての自己収入となっています。

附帯業務の診療業務では、重度の知的障害のある施設利用者及び地域の障害者に対して医療を提供することにより、115百万円の自己収入を得ています。この自己収入は診療収入としての自己収入となっています。

附帯業務の障害児通所支援業務では、発達障害児及び地域で生活する重度の障害児に対して支援を提供することにより、104百万円の自己収入を得ています。この自己収入は障害児通所給付費等収入としての自己収入となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

のぞみの園は、社会及び環境への配慮の方針として、平成 20 年に「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を策定し、温室効果ガス等排出に配慮した契約の推進に関する法律に基づき、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、のぞみの園節電実行計画などを策定し省エネルギーの取り組みを実施しています。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。

さらに、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の公布を踏まえ、職員が働きやすい職場づくり、子育て支援や障害者雇用などにも取り組んでいます。

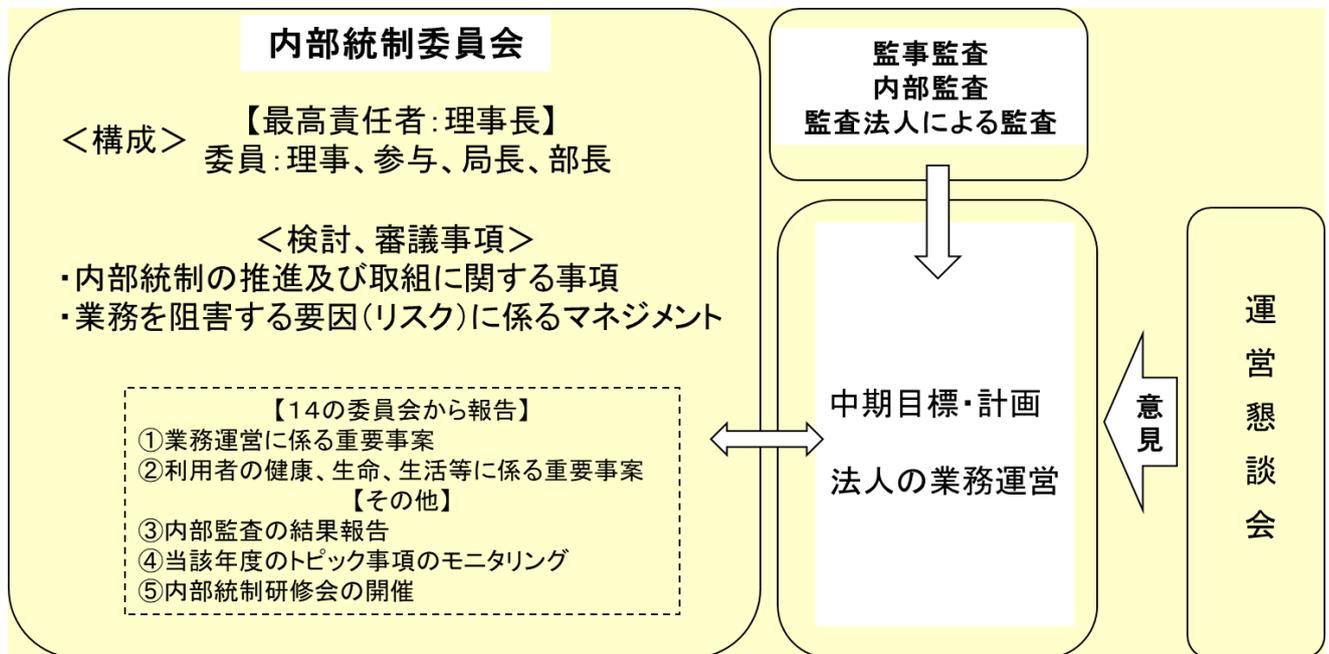
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

のぞみの園は、障害のある人たちの自立を総合的に支援することを目的として、現下の障害福祉行政の課題に即して、(1) 総合施設におけるモデル的支援の実践、(2) 支援の方法に関する調査研究、(3) 人材の養成研修、(4) 障害者支援施設への援助助言を一体的に運営し、障害福祉の推進に努めております。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対策

(1) リスク管理の状況

平成 29 年度より理事長を最高責任者とした内部統制の推進体制に改め、内部統制の推進に関する事項について検討、審議等を行う内部統制委員会を設置するとともに、当事業年度においても計画に基づき内部統制委員会を開催し組織全体で課題への対応に取り組んでいます。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

内部統制委員会においては、法人の運営に重大な影響を与えるような事項や、利用者の生命、健康、生活の質の確保に直接影響するなど重要事案を審議する委員会からの報告及び内部監査結果の報告を行うほか、当該年度のトピック事項（ハラスメント防止対策等）のモニタリング、法人内のコミュニケーションの実態等の把握のため全職員を対象とした「職員意識調査」を実施しております。

その他、外部有識者で構成する運営懇談会を開催し、意見聴取の機会を設け、法人の業務運営に反映させるなどの対応を行っております。

リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の事項につきましては、業務方法書等をご覧ください。

9 業務の適正な評価の前提情報

(1) 自立支援のための取組（施設運営業務）

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立支援の取り組みとして、①施設入所利用者の地域への移行の推進、高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の実践、②著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者の支援、そして③能登半島地震における被災者の受け入れなど、きめ細やかな対応に努めています。事業スキーム及び現況は次のとおりです。

① 施設入所利用者の地域への移行の推進、高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の実践

施設入所利用者の平均年齢：70.7（60歳以上が89.5%） ※数値は、R6.3.31現在(有期限利用者除く)
平均障害支援区分：6.0（区分5、6で100.0%）
重度知的障害者の高齢化により、増大する支援とリスク

支援：身体機能低下による身体介護・通院支援・服薬業務・医療的ケア
リスク：転倒・骨折・嚥下機能低下による喉詰り

【施設入所利用者の地域への移行の推進】

【高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援】

1. 地域移行のプロセス

- ①本人の意向確認、保護者等からの同意
・グループホームへの見学等の機会を通じて、本人の意向の把握を行う。
・保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームでの暮らし方などの状況等を説明
- ②地域生活体験の実施
・グループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向確認や移行に関する配慮事項の把握、地域での生活スキルを身につけ社会的スキルの向上を図る。
- ③移行先自治体等との調整
・移行前の施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、本人の状態等の情報共有を行うなどの移行に向けた調整を実施する。
- ④地域移行者のフォローアップの実施
・移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。

2. 日中サービス支援型グループホームの設置・運営

施設入所利用者の地域移行先として既設の介護包括型グループホームを活用するとともに、日中サービス支援型グループホームを設置・運営し、高齢の施設入所利用者加齢に対する地域生活モデルの構築に取り組む。

3. 情報発信の実施

全国の障害者支援施設における施設入所利用者の地域生活移行の取り組みの参考となるよう、のぞみの園における地域移行に至る取組状況について、ホームページやニュースレター等により地方自治体や全国の障害者支援施設等への情報発信を行う。

1. 医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化

- ①生活寮への定期的な看護師訪問による健康管理
- ②医療的配慮グループ生活寮への看護師配置又はたん吸引等従事者の配置による医療的ケアが日常的に必要な者への対応
- ③理学療法士等による生活寮への訪問リハビリの提供
- ④認知症患者に対する、効率的なアセスメントを活用した支援の提供

2. 効果的な日中活動の提供

- ①公認心理師による心理検査等で精神機能等の低下の状態把握と、予防のための支援プログラムの作成
- ②理学療法士による健康増進の指導や、生活寮への定期的な訪問リハビリの提供
- ③作業療法士による生活寮への定期的な訪問による作業指導

3. ニーズに対応した生活環境の整備

重度・高齢化が進む施設入所利用者の状態に応じて、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。また、ターミナルケアの観点から、個々のニーズを考慮した生活環境の在り方を検討する。

4. 専門性の向上等

- ①高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。
- ②ターミナルケアの担当職員に対し、公認心理師による心理的ケアを実施する。

地域移行

令和5年度 10名の利用者が地域移行

全国の障害者支援施設への情報発信

② 著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者の支援

著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者を有期限（2～3年）で受入れ、モデル的支援を提供

STEP 1 相談の受付



- ・主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者
- ・日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等

STEP 2 受入れの検討と本人の意思の確認（訪問面接）



- ・関係者からの情報収集、支援体制等の確認（支援会議の開催）
- ・面接、簡易アセスメントの実施（WEB又は訪問面接などの実施）
- ・医師、看護師、理学療法士、心理士等が助言（法人内調整会議の開催）

STEP 3 受入れの判断、その後の支援



- ・本人の行動特性に配慮した支援の提供、医師等との連携による支援の提供
- ・相談支援事業所、行政、受入先事業所等の関係機関を含めた個別支援会議の開催
- ・地域移行にあたっては、受入先事業所と連携・協力を図り、受入予定先の職員を対象に「強度行動者への支援研修や事例検討を実施（WEB）」や担当寮での現任研修としての受け入れなどを実施するとともに、移行予定者についてのサポートブックを作成、情報・支援方法を事前共有

STEP 4 地域移行



- ・移行先へ支援の引継ぎ（書類のほか、状況に応じて一定期間付き添い支援実施）
- ・移行後のフォローアップ（電話や訪問による状況確認、支援会議出席等）

令和5年度 有期限利用者入退所者数（R6.3.31現在）

	著しい行動障害を有する者	矯正施設退所者	医療的ケアが必要になった者
入所者	25名 (男性23名・女性2名)	3名 (男性3名、女性0名)	0名
退所者	12名 (男性8名・女性4名)	1名 (男性1名、女性0名)	0名

※著しい行動障害を有する者の入所者については能登半島地震における被災者10名（行動障害）を含む

※「医療的ケアが必要になった者」については、令和5年度から開始した事業であり本年度は、

- ・医療的ケア利用者の受入体制等の整備
 - ・医療的ケア利用者の受入規則（ルール）の設定
 - ・群馬県内の相談支援事業所、施設・団体等へ広報活動 等
- を実施し、4件の相談を受け、うち1名は短期入所契約を行った。

職員の専門性の向上、情報提供及び普及

○ 職員の専門性の向上

- ・職員の専門性の向上のため、強度行動障害・自閉症に関する法人内研修を実施
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）指導者研修及び外部団体研修への派遣等

○ 情報提供及び普及

- ・ニュースレターによる情報提供や事例集「あきらめない支援」などの有償頒布
- ・障害者支援施設等の求めに応じての講師派遣
- ・障害者支援施設等で従事している職員を受入れ現任研修を実施 など

③ 能登半島地震における被災者の受け入れ

《受入理由》

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、被災した施設の利用者10名を厚生労働省の要請により有期限の施設入所利用者として受け入れた。受け入れた利用者は、近隣施設では受け入れが難しい重度知的障害の利用者（行動障害）であったことから、のぞみの園で受け入れることとなった。

《受入利用者の概要等》

施設名等	社会福祉法人徳充会 石川県精育園（障害者支援施設） 石川県鳳珠郡穴水町七海6字50番地
被災の状況	・今回の地震により、施設は損壊・地盤沈下などにより、活動場所や浴室、トイレが使用できない。また、被災日から断水が続いており復旧の見通しが立っていない状況。 ・このため、仮設の風呂やトイレを設置し、食事は委託業者から副食のみ提供され主食は非常食（アルファ米）を提供していた。
受入利用者等	受入人数：10名（男性） 年 齢：39～59歳 障害支援区分：区分5 4名 区分6 6名 援護の実施者：珠洲市4名、七尾市3名、能登町2名、輪島市1名

《受入方法等》

受け入れにあたっては、2月15日から16日にかけて、のぞみの園の職員を現地へ派遣し、厚生労働省、石川県及び施設の職員とともに、利用者の生活環境の確認や利用者との面会、施設の被災状況、受け入れにあたっての調整などを行った。被災施設は、建物の損壊、地盤沈下のほか断水も続いており、復旧の見通しが立っていない状況であった。

また、受け入れをスムーズに行うため、のぞみの園と関係者でオンラインによる会議を重ね、3月12日に受け入れを行った。

受 入 日： 令和6年3月12日（火）

受 入 寮： つぐみ寮 2名

 かわせみ寮第1 4名

 かわせみ寮第2 3名

 はばたき・ひなた寮 1名

サービス種別： 施設入所支援、生活介護

※ 受入寮については、利用者の障害特性等に応じて転寮を検討する。

※ サービス種別については、利用者の障害特性等に応じてサービスを検討する。

受け入れ後も関係者で利用者の状況等についての会議を開催するほか、利用者の様子を保護者に電話等で連絡するなど、利用者やそのご家族、関係者の安心安全に努めている。

(2) 調査・研究

調査研究のテーマ設定

■内 容（令和5年度の例）

- 【強行】強度行動障害者への支援を行う中核的・指導的人材育成及び地域支援体制に関すること
- 【高齢】高齢期の知的・発達障害者への支援プログラムの普及及び地域の体制整備に関すること
高齢障害者の看取り・終末期の支援に関すること
- 【矯正】矯正施設を退所した知的障害者における小児期逆境体験に関すること
- 【発達】Vineland-II 及び ICF を用い情報整理を通じた知的・発達障害者への支援に関すること など

■方 法

- ・国の補助金研究 厚生労働科学研究
- ・その他の研究 東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)プロジェクト

■その他

- ・外部から依頼のあった調査研究への参加

内容の充実

情報発信

研究会議

(年2回)

外部有識者による計画、
結果に対する指導助言

倫理審査委員会

(年1回以上、迅速審査あり)

外部有識者+内部委員による
研究方法の倫理審査

利益相反委員会

(倫理審査委員会前に開催)

外部有識者+内部委員による
研究方法の利益相反審査

調整会議

(年4回)

内部理事、局部長による
法人内部との連携/協力

ホームページ

- ・研究紀要 年1回
- ・ニュースレター 年4回

有償刊行物、映像資料

- 有償刊行物
なし
- 映像資料
(受講者向け) 「中核的人材養成研修実践報告」

学会発表、講演等

日本発達障害学会、日本社会福祉学会、日本司法福祉学会
認知症ケア学会 など

(3) 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援に従事する専門家を育成するための取組を実施しています。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組んでいます。

なお、養成・研修の成果等については、全国の知的・発達障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けています。

① 養成関係

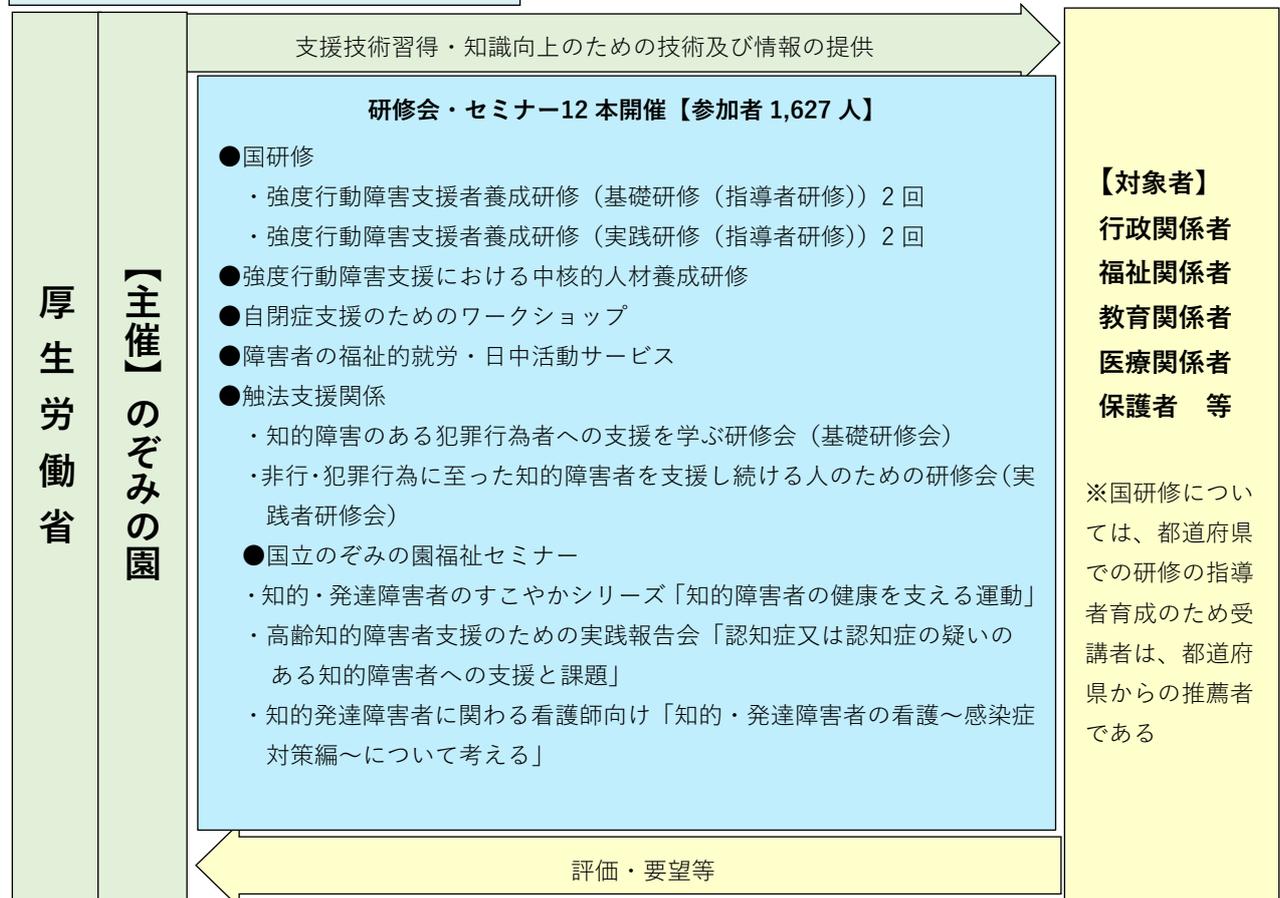
実務研修の受入【54人】

- ・高齢知的障害者支援（3人）
 - ・行動障害者支援（34人）
 - ・矯正施設等を退所した知的障害者支援（6人）
 - ・発達障害児支援（11人）
- ※ 実務研修とは、全国の障害者支援施設等の職員を対象とした専門性の向上を図るための研修である。
- ※ 上記の他、施設等からの依頼に応じて、オンラインによる研修を実施した。(27人)

実習生等の受入【112人】

- ・相談援助（12人）
 - ・保育実習（91人）
 - ・その他（9人）
- ※その他とは、心理士・医師・児童指導員の実習である。

② 研修関係



(4) 援助・助言

重度の知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害者関係施設の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげるような内容としています。

■ のぞみの園で実施している主な支援方法等についての援助・助言

- ・強度行動障害のある方への支援
- ・高齢知的障害者への支援
- ・矯正施設を退所した方への支援
- ・発達障害児者への支援

国立のぞみの園

国の施策や方針、国立のぞみの園が蓄積したノウハウやネットワークを活用し、適切かつ専門性の高い援助・助言

障害のある方を支援する事業所等

障害のある方を支援する事業所等での困りごとや相談について、電話やメールで最新の情報を伝えます。



援助・助言の数値目標と実績

のぞみの園に課せられている援助・助言の数値目標

- 全国の知的障害者支援施設等に対して行う件数
毎年度 450 件以上
- 全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師
毎年度 140 件以上

援助・助言の利用促進への取組

- ニュースレターへの掲載
障害者支援施設等への援助・助言についての広報（年4回発行 部数4,000部）
- リーフレットの配布
援助・助言の内容、利用方法をPRした内容

対応例1：自治体、知的障害者支援施設等が主催するセミナーや研修会に専門職員を講師として派遣します。
対応例2：障害者支援施設や精神科病院などの医療機関で開催するケース会議等へ専門職員が出席し、助言を行います。

表 令和5年度（令和6年3月31日現在） 援助・助言実績

内 容 別	援助・助言		講演・講師派遣等		
	件数	援助・助言等の内容	開催数	参加者数	備 考
総合支援法(法制度)に関すること	6	報酬改定について等	2	160	施設のこれからについて等
地域移行・地域支援に関すること	15	地域交流やサポート体制等	7	40,520	地域でのより良い暮らしについて等
高齢知的障害者支援に関すること	33	支援方法等	40	4,363	高齢期支援について等
行動障害等を有する者の支援に関すること	67	支援方法等	70	1,866	支援の組立てについて等
矯正施設を退所した知的障害者支援に関すること	2	支援方法等	4	86	支援方法等
発達障害児・者の支援に関すること	8	絵カードシステムについて等	16	926	困難事例検討会議等
障害者の医療支援に関すること	19	服薬管理について等	17	21,218	医療と福祉の連携について等
就労支援に関すること	0		0	0	
児童発達支援に関すること	2	支援方法等	6	231	アセスメント方法について等
権利擁護(虐待防止含む)に関すること	10	身体拘束解除への取組み等	10	1,246	アンガーマネジメントについて等
意思決定支援に関すること	6	保護者へのアプローチについて等	3	179	意思決定支援について等
介護保険に関すること	0		0	0	
事業運営に関すること	7	記録システム導入について等	1	60	災害発生時の安全な避難について
のぞみの園利用に関すること	85	有期限入所について等	0		
調査・研究に関すること	7	資料の活用方法について等	0		
養成・研修に関すること	20	研修受講について等	0		
職員派遣(講師・コンサル等)に関すること	46	講師派遣について等	0		
その他	4	臨床研究倫理委員会等	10	325	自立支援協議会等
計	337		186	71,180	

※援助・助言実績数は523件（うち、186件は講師派遣）である。

(5) その他の業務 (附帯業務)

前記(1)から(4)に附帯する業務として、① 地域の障害者を対象にした障害福祉サービスや地域生活支援の提供、② 施設利用者や地域の知的障害者、発達障害児・者等に対応した医療の提供、③ 発達障害児支援として、就学前から継続的かつ予防的な支援の提供などに取り組んでいます。事業スキームは次のとおりです。

- ① 地域の障害者を対象にした障害福祉サービスや地域生活支援の提供 (附帯業務：障害福祉サービス業務、地域生活支援業務)

【附帯業務：障害福祉サービス業務・地域生活支援業務】

- ・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。
- ・地域生活体験として、のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関する配慮事項の把握などを行う。

障害福祉サービスの取り組み

就労継続支援 B 型

事業の内容：就労及び生産活動その他の活動の機会の提供し知識や能力の向上を図る。

契約者数：17人 (令和6年3月31日現在)

支援内容：生産活動 (キノコ栽培、施設外就労など)

生活介護

事業の内容：排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供。

契約者数：50人 (令和6年3月31日現在)

支援内容：生活支援 (排せつ、食事の介護等)、創作活動、余暇活動など

共同生活援助

事業の内容：共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

契約者数：25人 (令和6年3月31日現在)

支援内容：生活支援 (入浴、排せつ、食事の介護等)、創作活動、余暇活動など

共同生活援助 (日中サービス支援型)

事業の内容：共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

契約者数：9人 (令和6年3月31日現在)

支援内容：生活支援 (入浴、排せつ、食事の介護等)、創作活動、余暇活動など

② 施設利用者や地域の知的障害者、発達障害児・者等に対応した医療の提供（附帯業務：診療業務）

のぞみの園診療所

～入所利用者および地域の知的障害・発達障害のある方への医療提供～

- 重度の知的障害のある入所利用者に対する診療・健康管理を目的とした施設の医療部門
- 開設以来、障害のある方を数多く診療してきた経験を生かし、地域に暮らす、知的障害・発達障害がある方への診療にも積極的に取り組む

< 診療所の事業内容 > (令和5年度実績)

心理検査・
心理療法

検査・面接等
1,260件
家族心理教育
23回

外来診療

(内科・精神科・歯科・
皮膚科・整形外科)
入所 16,890件
地域 5,814件
健診 209件

身体機能
リハビリテーション

外来 4,176件
相談 219件

医療福祉相談

相談 1,839件
CC 89件

入院診療

1日平均入院患者数
7.6人

画像検査等

X線TV装置 17件
CT装置 114件
内視鏡検査 39件

福祉と医療の連携

- 強度行動障害を有する者、触法事例、高齢知的障害者への支援にあたり、生活に即した福祉的な視点・アプローチと医療的な視点・アプローチの融合により、全人的な支援を目指す
- 検査・治療に関わる不安や苦痛など、障害特性が関連した課題に配慮し、安心して安全に医療を受けられるような工夫を、福祉と連携して見出していく
- 症状を自覚し訴えることに困難がある障害特性を踏まえ、健診等、予防的な医療に積極的に取り組む

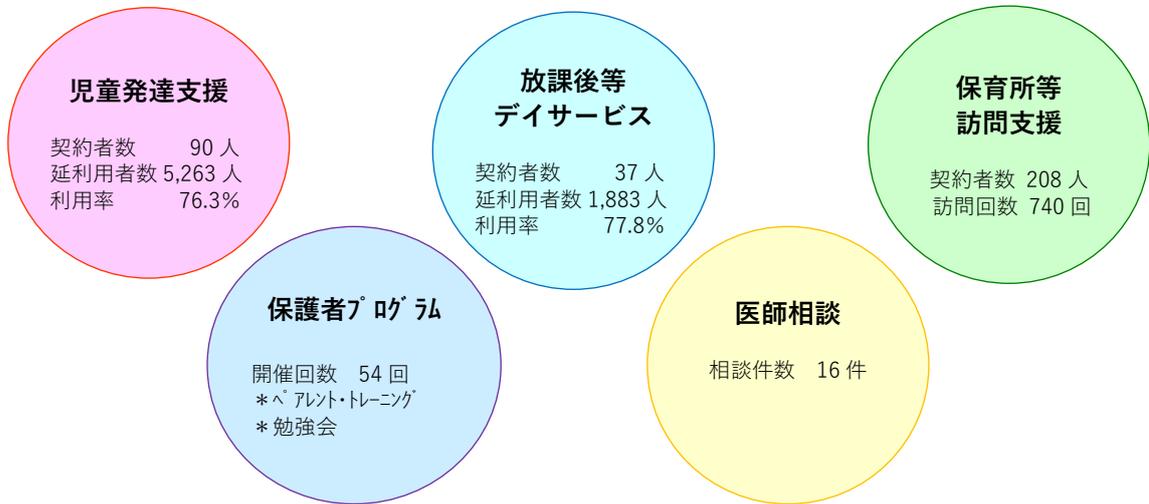
③ 発達障害児支援として、就学前から継続的かつ予防的な支援の提供(附帯業務:障害児通所支援業務)

児童発達支援センター「れいんぼ～」

～就学前から成人まで“切れ目のない支援”を実現する～

- 強度行動障害、触法事例など成人期の支援の経験を踏まえ、事例化を予防するための小児期早期からの“切れ目のない支援”の実践の場として開設
- 知的障害の有無によらず、発達障害特性に由来する当事者および家族が抱える困難さ、ニーズを踏まえた療育プログラム、家族支援を提供

<れいんぼ～の事業内容> (令和5年度実績)



“切れ目のない”支援

- 現在、あるいは近い将来の適応改善や、ボトムアップ的な発達支援にとどまらず、高齢知的障害者、強度行動障害、触法事例など、成人期の支援を通じて見えてくる課題を踏まえて療育プログラムを検討するなど、利用児童の療育方針が“切れ目のない”内容となることを目指す。
- 診断・特性に関わる医学心理教育等を通じて医療と、さらには連携会議や保育所等訪問支援を通じて地域と連携していくことで、“切れ目のない”療育体制を構築していく。
- 「楽しい！できた！チャレンジ！」をモットーに、利用児童が成功体験を積み重ねることで自己有用感を育ていけるよう支援し、“切れ目のない”肯定的な自己認知支援と心理的居場所の確保を実現する。
- 保護者プログラム、保護者面談、医師相談を通じて、家族への心理的ケアや心理教育を行い、地域の支援者、関係者との連携を通じて保護者や家族を孤立させないような“切れ目のない”支援体制を構築していく。

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

① 施設入所利用者の地域移行の推進

重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、受入れ可能な移行先事業所が限定される状況の中、令和5年度においては、入所利用者の地域移行の実績は10人と目標（毎年度2人以上）を大きく上回った。

② 高齢の施設入所利用者に対する支援

医療と福祉の連携による施設入所利用者への支援の強化を図るため、令和5年10月に「診療部改革プロジェクト」を立ち上げ、医療的配慮グループ生活寮への看護師配置や、定期的な各寮への看護師の訪問による利用者の健康管理等について、令和6年度からの実施を目指し、検討を重ねた。

③ 著しい行動障害を有する者等への支援

国立のぞみの園では、他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食、奇声、弄便行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害があり、かつ多様な医療との連携が必要な利用者（自傷による網膜剥離の恐れや皮膚潰瘍等）も受入れている。これら地域での支援が困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多いため、自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援にあたっている。

また、矯正施設を退所した利用者は、知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援にあたっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みを構築し、関係機関とともに取り組んだ。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、被災した施設の重度知的障害の利用者（行動障害）10名を厚生労働省の要請により有期限の施設入所利用者として受け入れた。

(2) 自己評価

のぞみの園は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和5年度は年度計画及び第5期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み総合的に見て本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。
詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

(単位：百万円)

項 目	評価(※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 自立支援のための取組 【重要度・困難度：高】	A	1,713
① 施設入所利用者の地域移行の推進		
② 高齢の施設入所利用者に対する支援		
③ 著しい行動障害を有する者等への支援		
④ 関係機関への情報発信		
2 調査・研究 【重要度：高】	A	91

3	養成・研修	B	51
4	援助・助言 【重要度：高】	A	△3
5	その他の業務	B	839
II 業務運営の効率化に関する事項			
1	効率的な業務運営体制の確立	B	—
2	効率的かつ効果的な施設・設備の利用		—
3	合理化の推進		—
III 財務内容の改善に関する事項			
1	自己収入の増加	B	—
2	経費の節減を見込んだ予算による業務運営		—
IV その他業務運営に関する事項			
1	施設整備や改修等の取組	B	—
2	内部統制強化への取組		—
3	情報セキュリティ対策の強化		—
4	提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保		—
法人共通			324
合計			3,015

※評語の説明

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
評定(※)	—	—	—	—	—

(参考)前中期目標期間における主務大臣による総合評定の状況

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
評定(※)	B	B	B	B	B
理由	令和4年度については、項目別評定8項目のうち、Aが2項目、Bが6項目、そのうち重要度「高」であるものは、Aが2項目、Bが1項目であった。全体として評定を引き下げる事象もなかったため、「B」評定となった。				

※評語の説明

S：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1.1 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	1,231	1,231	
国庫補助金収入	23	4	(注1)
都道府県等補助金収入	0	3	
事業収入	1,475	1,501	
寄付金収入	7	1	
受託収入	0	0	
施設整備費補助金	147	158	
合計	2,882	2,897	
支出			
役員及び管理部門に係る人件費	164	164	
一般管理費	54	50	
業務経費	2,517	2,468	(注2)
受託経費	0	0	
施設整備費補助金	147	217	(注3)
合計	2,882	2,899	

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 厚生労働科学研究費補助金において間接経費のみを収益化したため

(注2) 厚生労働科学研究費補助金において間接経費のみを費用計上したため
園内 LED 化による光熱水費の減

(注3) 新型コロナウイルス感染防止対策等の対応により遅れていた改修工事等を実施したこと
による増等

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

1 2 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	541	流動負債	499
現金及び預金	108	未払金	197
その他	433	その他	302
固定資産	14,013	固定負債	2,247
有形固定資産	12,997	資産見返負債	1,212
無形固定資産	15	長期リース債務	34
投資その他の資産	1,001	引当金	1,001
		負債合計	2,746
		純資産の部	
		資本金	15,189
		政府出資金	15,189
		資本剰余金	△ 3,434
		利益剰余金	53
		純資産合計	11,808
資産合計	14,555	負債純資産合計	14,555

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	2,823
経常費用	2,823
その他行政コスト	191
行政コスト合計	3,015

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	2,824
業務費	2,591
人件費	1,907
減価償却費	111
その他	573
一般管理費	232
人件費	188
減価償却費	3
その他	41
経常収益(B)	2,877
運営費交付金収益	1,085
事業収入	1,493
その他	299
当期純利益(B-A)	53

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,189	△3,408	12	11,793
当期変動額	0	△26	41	15
その他行政コスト	0	△191	0	△191
当期純利益	0	0	53	53
固定資産の取得	0	165	0	165
その他	0	0	△12	△12
当期末残高	15,189	△3,434	53	11,808

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△0
人件費支出	△2,090
運営費交付金収入	1,231
事業収入等	1,512
その他収入・支出	△654
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△15
資金増加額(D=A+B+C)	△58
資金期首残高(E)	166
資金期末残高(F=E+D)	108

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金等との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高	108
現金及び預金	108

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、14,555百万円となっており、主として土地、建物および構築物などの有形固定資産です。また、負債残高は2,746百万円となっておりますが、主として資産見返負債及び退職給付引当金となっております。

純資産の残高は11,808百万円であり、政府出資金、利益剰余金を有しております。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、経常費用に業務経費2,591百万円、一般管理費232百万円を計上しており、その他行政コストには、減価償却相当額191百万円を計上しています。

(3) 損益計算書

経常費用は2,824百万円、経常収益は2,877百万円であり、当期純利益は53百万円となっております。経常費用の主なもの、人件費及び賃金の経費となっております。

なお、当期純利益の大きな要因は、入所利用者の高齢化による人数減少が緩慢であったこと等による経常収益の増及び経費削減による経常費用の減です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、固定資産の減価償却等により191百万円減少しましたが、固定資産の取得により165百万円増加し、当期純利益53百万円を計上した結果、11,808百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の資金増加額は、業務活動・投資活動・財務活動のそれぞれによるキャッシュ・フローによる合算額△58百万円であり、令和4事業年度からの残高166百万円を合算し、資金期末残高は108百万円となりました。

1.4 内部統制の運用に関する情報

のぞみの園は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、のぞみの園法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は、以下のとおりです。

〈内部統制の運用（業務方法書第8条、第20条、第21条）〉

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制・整備等を目的として内部統制推進規程を整備しております。業務実施の障害となる要因（リスク）へ適切に対応するため、内部統制委員会を開催し、継続的にその見直しを図るものとしており、当事業年度においては、6月、12月、3月に開催しています。

〈監事監査・内部監査（業務方法書第24条、第25条）〉

監事は、のぞみの園の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に提出し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、のぞみの園の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果や改善措置状況を理事長に報告することとなっております。当事業年度の財務に関する内部監査は、定期監査においては利用者の所持金の管理状況や各部の出納員における現金管理状況について、また、臨時監査においては利用者の年金等預り金にかかる事務処理や利用者及び保護者の購入する物品管理状況についての監査を行いました。臨時監査においては、利用者の年金等預り金の管理に関する事務処理基準の運用について現在の組織実態との相違が認められたことや物品等の取扱い方針に定める手続きが行われていなかった点などが確認されたため、指摘事項として報告しています。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第16条）〉

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会の規定の他、のぞみの園調達等合理化計画に基づき調達等合理化検討会の設置等を行っています。

当事業年度においては、契約監視委員会を6月に、調達等合理化検討会を12月に、公正入札調査委員会を3月に開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第27条）〉

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果をのぞみの園内部の予算配分等に活用する仕組みとして、運営費交付金取扱基準を制定している他、役員等幹部に対し予算執行状況の報告を行うとともに、12月の理事会において予算執行状況を踏まえた予算修正を行っています。

〈情報セキュリティ（業務方法書第 23 条）〉

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が令和 5 年 7 月に一部改正されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を一部改正しました。また、新任職員への教育研修を 6 月、全職員を対象とした動画視聴による教育研修を 1 月に実施しました。内部監査は 8 月から実施し、内部統制委員会へ結果を報告するとともに内部監査結果報告書を法人ホームページに掲載しました。個人情報を取扱う業務委託先 5 社に、書面による調査をいたしました。

情報セキュリティ委員会は、3 月に開催し、情報セキュリティに関する取組状況、情報セキュリティポリシーの改正、情報セキュリティに関する課題、次年度の情報セキュリティ対策推進計画、IT 事業継続計画について審議・検討し、また、次年度の情報システムネットワーク更改等にかかる費用、PMO 設置に向けた検討状況等についての共有を行いました。

1 5 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和 46 年 1 月 11 日 特殊法人心身障害者福祉協会の発足
- 昭和 46 年 4 月 1 日 国立コロニーのぞみの園の開所
- 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足

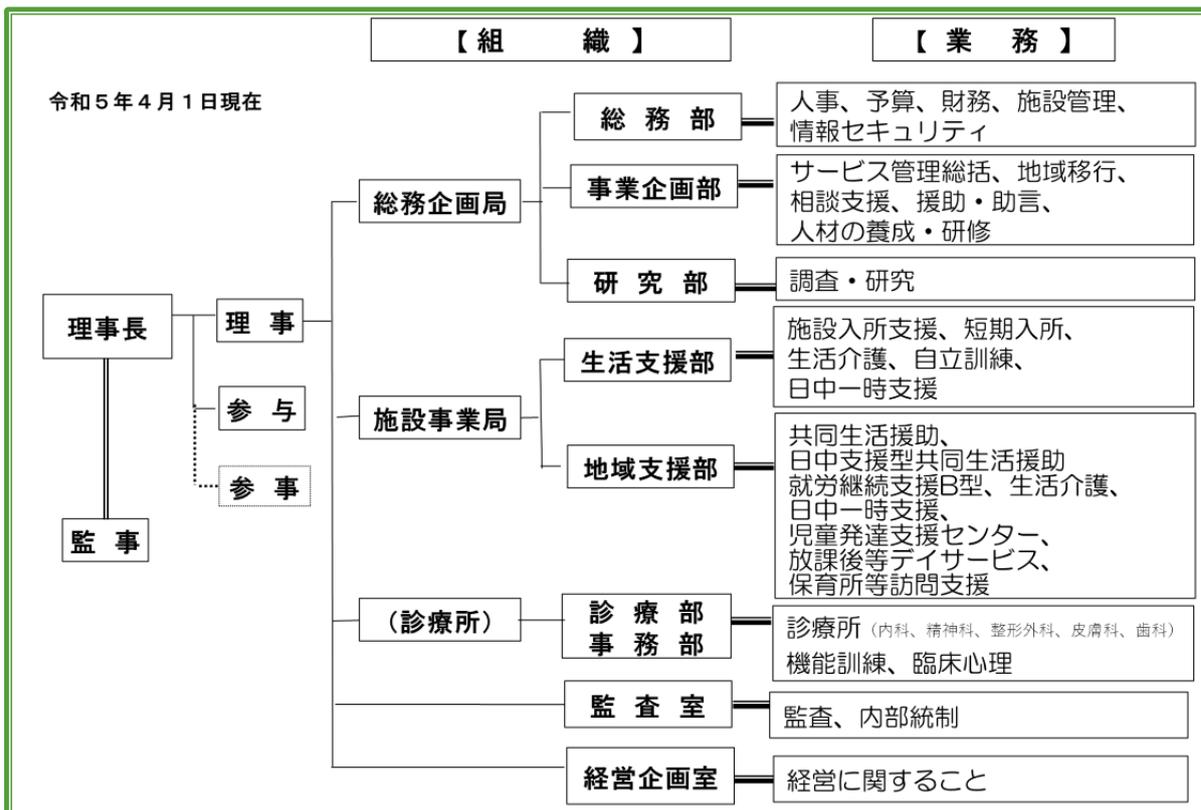
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）

(3) 主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室）

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地

本部：群馬県高崎市寺尾町 2120-2

支部：なし

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	14,993	14,867	14,657	14,574	14,555
負債	2,538	2,489	2,600	2,781	2,746
純資産	12,454	12,378	12,056	11,793	11,808
行政コスト	4,366	2,997	2,940	3,110	3,015
経常費用	2,934	2,797	2,751	2,921	2,824
経常収益	3,032	2,921	2,576	2,764	2,877
当期純利益	97	124	△175	△156	53

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,231
国庫補助金収入	0
事業収入	1,521
受託収入	0
施設整備費補助金	0
計	2,751
支出	
役員及び管理部門職員に係る人件費	175
一般管理費	52
業務経費	2,524
施設運営業務経費	1,578
知的障害者自立支援等調査・研究業務	100
知的障害者支援関係職員等養成・研修業務	59
知的障害者支援関係施設援助・助言業務	17
附帯業務	770
障害福祉サービス業務	50
地域生活支援業務	211
診療業務	398
障害児通所支援業務	111
受託経費	0
施設整備費	0
計	2,751

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

② 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	2,751
役員及び管理部門職員に係る人件費	175
一般管理費	52
業務経費	2,524
施設運營業務経費	1,578
知的障害者自立支援等調査・研究業務	100
知的障害者支援関係職員等養成・研修業務	59
知的障害者支援関係施設援助・助言業務	17
附帯業務	770
障害福祉サービス業務	50
地域生活支援業務	211
診療業務	398
障害児通所支援業務	111
受託経費	0
施設整備費	0
減価償却費	0
その他費用	0
収入の部	
經常収益	2,751
運営費交付金	1,231
国庫補助金収入	0
事業収入	1,521
受託収入	0
施設整備費補助金	0
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返補助金等戻入	0
繰越欠損金	0
その他収入	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

③ 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,751
業務活動による支出	2,751
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,751
業務活動による収入	2,751
運営費交付金による収入	1,231
補助金等による収入	0
事業収入	1,521
受託収入	0
投資活動による収入	0
施設整備費による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：棚卸資産、介護給付費・訓練等給付費収入等の未収入金など

有形固定資産：建物、構築物、車両運搬具、土地など

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：長期前払費用、退職給付引当金見返

運営費交付金債務：運営費交付金受領時に発生する義務をあらわす勘定

未払金：年間契約以外の契約で当期に支払われていない支払額

その他（流動負債）：短期リース債務など

資産見返負債：中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により、または国若しくは地方公共団体からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合に計上される負債勘定

長期リース債務：リース資産における翌期以降の元本相当額

引当金：退職金に充てるべき財源措置が運営費交付金より行われることが中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合に計上する負債勘定

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業 務 経 費：独立行政法人の業務に要した人件費、物件費及び減価償却費等

一 般 管 理 費：管理部門における人件費、物件費及び減価償却費等

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

事 業 収 入：介護給付費・訓練等給付費収入、診療収入などの収益

当 期 純 利 益：独立行政法人通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④ 純資産変動計算書

当 期 末 残 高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得等による支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、資金の調達及び返済、リース債務償還の支払などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

のぞみの園では、ホームページ (<https://www.nozomi.go.jp>) を活用してのぞみの園のご案内や各種イベント等のほか、各業務を通じて得られた成果や情報を発信しています。

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

文字サイズ 小 中 大 交通案内 お問い合わせ

法人概要 総合施設 調査・研究 養成・研修 援助・助言 講師派遣 採用情報

新着情報

お知らせ 2024/04/25 ニュースレター第80号 特集「発達障害児・者への支援」(9.8MB)

職員募集 2024/04/08 看護師(非常勤職員)の募集しています(306KB)

職員募集 2024/03/05 アルバイトの募集しています(81KB)

お知らせ 2024/01/16 ニュースレター第79号 特集「強度行動障害者への支援」(9.9MB)

診療 2024/01/16 診療所精神科からのお知らせ(29KB)

職員募集 2024/01/16 保育士等(非常勤職員【育児休業代替】)の募集しています(324KB)

職員募集 2024/01/16 保育士等(非常勤職員)の募集しています(327KB)

ニュースレター

診療所

れいんぼ〜

施設マップ

調査研究報告・テキスト